

案件名称

令和7年度 SNS 及び HP 情報発信用コンテンツ作成業務委託

仕 様 書

大阪市 計画調整局

令和7年度 SNS 及び HP 情報発信用コンテンツ作成業務委託 仕様書

1 事業の目的

大阪市内の都市景観資源の認知度向上を図るため、大阪の都市魅力の発信と来街者の市内回遊を促進するような写真素材を収集し、SNS 及び HP 情報発信用コンテンツとして活用する。

2 業務名称

令和7年度 SNS 及び HP 情報発信用コンテンツ作成業務委託

3 履行期間

契約日～令和8年3月13日（金）

4 業務内容

「都市景観資源」について（1）（2）を行うこと。

（1）大阪市内合計 40 ヶ所の写真撮影

（ア）写真は納品数以上を撮影のうえ、受注者が選定した写真データを本市に提示し、本市が選択したものを1ヶ所あたり3枚納品すること。

- ・ SNS 用を1枚
- ・ 本市ホームページ用を2枚

（イ）写真データ

- ・ データの規格：JPEG 形式
- ・ 解像度：300dpi 以上
- ・ SNS 用 1,080×1,080px
- ・ 本市ホームページ用 1,051×1,500px

（ウ）写真に写り込む一般の方の肖像権の交渉等は受託者が行うこと。また、必要に応じてトリミング等補正作業を行うこと。

（エ）撮影は道路やその他公共的な場所から容易に望見できる場所から行うこと。

（2）SNS 用に都市景観資源までのアクセス方法の情報（最寄り駅等からの所要時間など）と本市HPを参考に都市景観資源の説明文を100～125文字程度でわかりやすく作成すること。

※ 参考：[大阪市：都市景観資源（わがまちナイススポット）の概要（…>都市景観>都市景観資源）](#)

撮影に関する留意点

- ・ 受注者は、撮影前にカメラマンを交えて本市と撮影方法等について打合せを行うこと。
- ・ 撮影は被写体の特性を考慮し、天候や光の方向等の条件の整った時に実施すること。
- ・ 実際の撮影場所については本市担当者と相談のうえ決定する。大阪市内12区×2～5スポットを想定しているが、区をまたいでの変更もある。
- ・ 契約履行過程で生じた写真等の成果物の著作権は、本市に帰属し使用期限は無期限とする。

5 成果物

(1) 撮影データ名称を「区名 No.-枚数」とし、撮影データ一式を納品すること。

例：北区 1-1、北区 1-2、北区 1-3

北区 2-1、北区 2-2、北区 2-3

北区 3-1、北区 3-2、北区 3-3

(2) 各都市景観資源の次のア～オの情報をエクセルにて 1 シート 1 区毎に 3 枚の写真とともに取りまとめたものと、1 シートにテキストデータのみをまとめたものを、書面と電子データ (DVD) にて各 2 セット納品すること。なお、電子データでの納品については、最新のウイルス定義ファイルが保たれたセキュリティソフト等によるウイルスチェックを行ったうえで行うこと。

ア 撮影日時

イ 気象条件、時間など撮影の状況

ウ 物件名称

エ アクセス方法の情報

オ 都市景観資源の説明文 (100～125 文字程度)

6 納期

上記「5 成果物」の納期については、令和 8 年 3 月 13 日 (金) までとする。

7 納品場所

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号 大阪市役所 7 階
大阪市計画調整局計画部都市計画課 (都市景観)

8 提出書類

業務の着手時、実施中及び業務完了時に以下の書類を提出する。

(1) 業務着手時

・業務着手通知書 1 部

・業務実施計画書及び工程表 1 部

・業務責任者通知書 1 部

(2) 業務実施中

・業務打合せ書 1 部

(3) 業務完了時

・納品書 1 部

・業務完了通知書 1 部

9 再委託の禁止

(1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

- (3) 受注者は、上記(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、上記(3)に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

10 情報セキュリティ対策

- (1) 本調査の過程で得るローデータや資料等は、本市の許可なく他に利用しないこと。
- (2) 受注者は個人情報の取り扱いに留意し、情報漏えい防止対策や、脆弱性への対応など適切に情報セキュリティ対策を実施すること。
- (3) 適切な情報セキュリティ対策の管理体制を構築すること。
- (4) 情報セキュリティインシデントが発生した場合、本市に直ちに報告するとともに、その対応策について本市への説明を行うこと。また、対応策について本市から指示があった場合は本市の指示に基づき適切な対応を行うこと。
- (5) 受注者の情報セキュリティ対策の履行状況を確認する必要がある場合、対応すること。
- (6) 情報セキュリティ対策が不十分であることが判明した場合、本市と調整し、適切に対処すること。
- (7) 本調査の一部業務を再委託する場合、受注者は再委託先が十分な情報セキュリティ対策を実施していることを担保すること。また、本市の求めがあれば再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認・報告すること。

11 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、発注者と十分協議して実施するとともに、定期的に進捗状況を報告すること。
- (2) 本業務に関する協議、打合せ等の必要経費、その他業務に要する経費は、すべて受注者の負担とすること。なお、打ち合わせは、原則として、本市が指定する場所で行う。
- (3) 本業務の成果品は、全て本市に帰属するものとし、無断で公表・譲渡・貸与又は使用してはならない。
- (4) 業務遂行中に疑義が生じたときは、速やかに本市に連絡し、発注者と受注者の協議のうえ実施すること。
- (5) 契約後に本仕様書に疑義が生じた場合は、本市の解釈に従うこととする。

(6) 本仕様書に定めのない事項については、大阪市契約規則及び大阪市会計規則に従い、その他は必要に応じて発注者と受注者の協議のうえ定めるものとする。

12 担当

大阪市計画調整局計画部都市計画課（都市景観）

〒530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

電話：06-6208-7887

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- ・生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- ・前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- ・生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- ・文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- ・インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- ・生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- ・生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- ・契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- ・著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- ・生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- ・生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- ・生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- ・情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること